

著作権の相続と登録

田沼 浩 Hiroshi Tanuma

駒澤大学 法学部 Komazawa University, School of Law
駒澤大学法科大学院 Komazawa University Law School.

要旨

本論文は、昨年発表した「著作権の相続」の続きで、著作権の相続とそれに伴う登録についてまとめたもので、経済産業省の外郭団体 財団法人デジタルコンテンツ協会の報告書「ネットワークにおけるデジタルコンテンツ取引流通フレームワークに関する調査研究」に掲載されたものである。内容は、著作権における遺産分割と相続にかかる著作権の登録について論じたものである。

1. 著作権の相続（共同相続）

共同相続人に著作権（共有著作権）が承継される場合、共有著作権は、その共有者全員の合意がなければ、行使することができない（著作権法第65条第2項）ため、著作権者の共同相続人の一人が著作物の利用の許諾をしようとする場合、他の共同相続人の同意を得なければならない。ただし、著作物の利用の許諾に対して他の共同相続人の合意は、正当な理由がない限り、合意の成立を妨げることにはできない（同法第65条第3項）。他の共同相続人は、相続の放棄の申述ができる相続の開始があったことを知った時から3箇月以内であることを理由に、合意の成立を拒むことができると考えるべきである。

許諾に係る著作権を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡できない（同法第63条第3項）となっているが、許諾に係る著作権を利用する権利が被相続人の相続財産となっている場合、著作権者の承諾を得ることなく、相続人に相続される[許諾に係る著作権を利用する権利が特定遺贈される場合、著作権者の承諾を得なければ、譲渡できないものと解する（最高裁判決昭和49年4月26日民集28・3・540を類推適用）]。

共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでもその協議で、遺産（相続財産）を分割することができる（民法第907条第1項）。相続財産たる著作権を1人の相続人に相続させることもできれば、複数の相続人に相続させることもできる。

では、一個の著作物を全体的に又は数量的に分割するのではなく、著作権の中で支分権毎などに多様な遺産分割をすることができるか。著作権者は他人に対し、その著作物の利用を許諾する旨の規定（同法第63条）があることから、著作権はひとつの権利として、支分権は専有する権利の形態を説明しているのに過ぎないと考えたり、許諾に係る著作権を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡ができないと規定されていることにより、一般承継を除き、著作権を譲渡しなければ常にその権利を有していることから、支分権だけ著作権を有する著作権者から完全に切り離して存在させることに問題があるようにも思えるが、著作権法においては、多様な態様で他人に譲渡することもできると解釈されている。青山学院大学名誉教授半田正夫先生は著書の中で、一部譲渡の範囲について何らかの制限を加える態様として3つの分類[ポパイ・ベルト事件では、「利用形態」、「時期」、「地域」と3つに分類している。半田先生は、下記著作権法概説において、この3つの分類を「内容の制限」、「時間の制限」、「場所の制限」として詳しく説明を加えている。]を示している。そのひとつに「内容の制限」として『著作権を構成する各種の権利 たとえば、複製権、上演権、放送権等 をそれぞれ分離して個別に譲渡しても差し支えない。[著作権法の概説第13版 半田正夫著 法学書院 178ページ4行目5行目より引用。]』とし、著作権に含まれる権利として法定化されていることや著作者は複製権などの支分権を個別の権利として専有していることなどから、著名な著作権学者のほとんどが同じ立場をとっている。よって、相続財産を分け与える遺産分割においても、譲渡と同様に個別の相続人に対し、著作権を支分

権毎に分けることが可能であると考えられる。また、時期や地域という制限を加えて、著作権の支分権毎に分けることも可能である。

もちろん著作権たる財産（遺産）も、自由に分割することができる。ただし、平成6年10月17日東京地裁のポパイ・ベルト事件における複製権の時効取得を主張において『著作権はその一部を譲渡することができる（著作権法61条1項）ものであるから、合意によらない著作権の移転についても、著作権の一部の移転は可能である。しかしながら、著作権の一部の譲渡、移転が可能であるとはいえ、どこまで細分化した一部であっても譲渡、移転することが認められるものではなく、その一部がどのような意味での一部なのか（時期的一部か、地域的一部か、利用形態別の一部か、一個の著作物の全体か数量的一部か。）ということや著作物の性質等を前提に、そのような一部の譲渡、移転が現に行われているなどその程度まで細分化した一部の譲渡、移転の社会的必要性和、そのような一部の譲渡、移転を認めた場合の権利関係の不明確化、複雑化等の社会的な不利益を総合して、一部の譲渡、移転を許容できる範囲を判断すべきものである。』と判示されているように、合意において明確な範囲を定めていなければ、社会的必要性和社会的な不利益を総合して判断されることになる。

これまで、著作権を相続させるにあたり、このような支分権毎に分割する方法はあまり採用されてこなかった。作者が所有する絵画などを相続するとき、動産と同じ扱いを受けるため著作権が財産権として認識されることが低かったことや、著作権を支分権毎に相続させるイメージがあまりないことが主因であろう。

コンテンツのデジタル化が進み、誰でも簡単に著作権を利用できるようなシステムができれば、もっと著作権は身近なものと認識されることになる。だが、デジタルコンテンツにおいて著作権こそが保護すべき財産権であり、それを遺産として分割するとき、たとえば公衆送信権や翻訳権だけに財産的な価値があり、他の著作権の支分権に価値がないとして、今後、公衆送信権や翻訳権だけを相続したいと申し出る相続人が現れる可能性は十分に推察し得る。この場合、確かに、ある相続人に著作権を与え、その相続人を著作権者として、別の相続人に対し、その著作物の公衆送信権や翻訳権としての利用を許諾することもできる。しかし、公衆送信権や翻訳権としての利用する権利を譲渡することになれば、必ず著作権者の許諾が必要になるため、結局、許諾に係る著作権を利用する権利を相続することに納得できなければ、著作権自体をあきらめるか、著作権を他の相続人と共有する分割の合意を選択せざるを得なくなる。著作権の支分権だけを他人に移転させないことは、著作権を複雑化させない効果はある[許諾に係る著作権を利用する権利が増えれば、結果としてはそれほど変わらないかもしれない。]が、自由な遺産の分割を制限ものとなろう。また、他の著作権者の許諾を必要する意味では、著作物の利用の許諾（同法第63条参照）と大きく変わらないように思えるが、著作権法第65条第3項により正当な理由がない限り、譲渡の同意を拒むことができないので、流動性は相対的に高くなるものと思われる[著作人格権やパブリシティ権などを侵害するおそれがある場合は、拒否する正当な理由になる可能性は高いものと考えられる。]。このことは、コンテンツの流通においても影響を及ぼすことになる。著作権の一部たる支分権だけを相続した者がそれを製作会社や配給会社、又は著作権管理事業者に譲渡することで、権利（支分権）の流通も活発になり、著作権の価値にも良い影響が出る可能性もある。また、著作物が公表されていないものの著作権を譲渡した場合、公衆に提供し又は提示するなどの行為について同意したものと推定されることになる（同法第18条第2項）。

ただし、著作権たる財産（遺産）を分割する合意に、第27条（翻訳権、翻案権等）又は第28条（二次著作権の利用に関する著作権者の権利）に規定する権利が分割の目的として特掲されていないときは、これらの権利は著作権を相続した者に保留されたものと推定されることになる（同法第61条第2項を適用）。

なお、被相続人は、遺言において、遺留分に関する規定に違反しない限り特定の相続人に著作権を相続させる旨の相続分の指定を行うこと（民法第902条）も、また相続人以外のものに著作権を遺贈することも可能（民法第960条以下）である。

2. 著作権の登録と相続

著作権は無方式主義だが、登録制度はある。登録の種類には、実名の登録（同法第75条）第一発行年月日等の登録（同法第76条）創作年月日の登録（同法第76条の2）著作権・著作隣接権の移転等の登録（同法第77条、同法第104条）出版権の登録（同法第88条）がある。相続に関する著作権の登録については、同法第77条第1号に「著作権の移転（相続その他一般承継によるものを除く）」として、相続は登録しなければ第三者に対抗できないものではないことが明記されている。

著作権の登録制度と不動産の登記制度には直接的に法的な関連はないが、同じ財産権である以上、全く異なるものというわけではない。また、著作権と違って、不動産は国民の財産権として認識も高く、不動産に関する紛争も多い。同じ財産権である以上、そのまま著作権の紛争に当てはめて解釈できる判例は少なくないものと推察される。

もちろん相続の登記に関する争いも少なくなく、判例も多数存在する。たとえば、同法第77条第1号括弧書と同様、不動産の相続登記において登記を経ずして第三者に対抗できる（登記不要）とされている解釈（最高裁昭和38年2月22日民集第17・1・235参照）がある一方、第三者との関係において遺産分割後では相続人への遺産分割による登記が必要という判例もある。最高裁昭和46年1月26日の判決（以下、「本判決」）では、『遺産の分割は、相続開始時にさかのぼってその効力を生ずるものではあるが、第三者に対する関係においては、相続人が相続によりいったん取得した権利につき新たな変更を生ずると実質上異なるものであるから、不動産に対する相続人の共有持分の遺産分割による得喪変更については、民法177条の適用があり、分割により相続分と異なる権利を取得した相続人は、その旨の登記を経なければ、分割後に当該不動産につき権利を取得した第三者に対し、自己の権利の取得を対抗することができないものと解するのが相当である。[別冊ジュリストNo.159のP120より引用。]』として、遺産分割後における第三者への対抗要件として登記を求めている。

一方、本判決は遺産分割を相続の放棄と比較して、『論旨は、遺産分割の効力も相続放棄の効力と同様に解すべきであるという。しかし、民法909条但書の規定によれば、遺産分割は第三者の権利を害することができないものとされ、その限度で分割の遡及効は制限されているのであって、その点において、絶対的に遡及効を生ずる相続放棄とは、同一に論じえないものというべきである。遺産分割についての右規定の趣旨は、相続開始後遺産分割前に相続財産に対し第三者が利害関係を有するにいたることが少なくなく、分割により右第三者の地位を覆えすことは法律関係の安定を害するため、これを保護するよう要請されるというところにあるものと解され、他方、相続放棄については、これが相続開始後短期間のみ可能であり、かつ、相続財産に対する処分行為があれば放棄は許されなくなるため、右のような第三者の出現を顧慮する余地は比較的乏しいものと考えられるのであって、両者の効力に差別を設けることにも合理的理由が認められるのである。そして、さらに、遺産分割後においても、分割前の状態における共同相続の外観を信頼して、相続人の持分につき第三者が権利を取得することは、相続放棄の場合に比べて、このような第三者をも保護すべき要請は、分割前に利害関係を有するにいたった第三者を保護すべき前示の要請と同様に認められるべきであり、したがって、分割後の第三者に対する関係においては、分割により新たな物権変動を生じたものと同視して、分割につき対抗要件を必要とするものと解する理由があるといわなくてはならない。[別冊ジュリストNo.159のP120より引用。]』として、その差異による解釈の違いを明確にし、民法第909条が遺産分割の遡及効も同条但書により宣言主義から移転主義（非遡及効）へと移ったこと[新版注釈民法27を参照。]から、本判決も外観を信頼する第三者との利益考量と法律関係の安定から導き出されたものと推察される。このように、遺産分割後につき対抗要件を必要とする解釈は著作権においても適用されるべきものと考えられる。よって、遺産分割後は、当該著作権につき、登録を得なければ第三者に対抗できないものと解すべきであろう。

著作権の登録に関する法的な研究はまだ十分とはいえず、今後、他の法律分野（不動産登記法など）とのコラボレーションにより、大きく発展する可能性がある。

参考文献

- [1] 半田正夫著, 著作権法の概説, 法学書院 2007.
- [2] 齊藤博著, 著作権法, 有斐閣, 2007.
- [3] 加戸守行著, 著作権法逐条講義, 著作権情報センター, 2006.
- [4] 作花文雄著, 詳解著作権法, ぎょうせい, 2004.
- [5] 星野英一, 平井宜雄, 能見善久編, 別冊ジュリスト No. 159 民法判例百選, 有斐閣, 2001.
- [6] 谷口知平, 久貴忠彦編, 新版注釈民法 27, 有斐閣, 2009.